

平成 26 年 7 月 30 日

第 2 回議会改革検討委員会要録

日 時 6 月 26 日 (木) 午前 10 時～10 時 55 分
場 所 議会委員会室
出 席 堀内、富木、康村、長岡、辻、東、芳倉
服部
説明員 池内総務部長、阪本総務課長

審議結果

1. 議会インターネット中継およびタブレット端末導入の進み具合について

○議会インターネット中継の現状として、契約の相手方はほぼ決まっている。以前にプロポーザル方式も検討したが、最終的には競争入札に適さないと判断し随意契約とする方針である。インターネット中継に伴い地下電算室から 3 階までつなぐことになるが、庁舎耐震工事との関連を協議しながら進めて行くことになる。

○インターネット中継はケーブル配線であり、タブレット端末は WiFi 環境で行うのか。

○その通りである。

○9 月議会の開催と庁舎耐震工事の関係はどうか。

○9 月議会終了後に議場と委員会室の耐震工事を行う。

○配線は耐震工事によって、二度手間にならないのか。

○二度手間にならないように、協議しながら進める。

○耐震工事は、学校で行ったように筋交いを使うのか。

○内側に鉄骨のブレスが入ってくる。

○9 月議会から試行的に実施する予定になっているが、設備が整い実際にトレーニング出来る行程はどうか。

○9 月議会に間に合わせるためには、8 月中に何度かの試行的な取り組みが必要である。業者が決まり次第に協議を行い、議会に示したい。

○中継が始まると、議会ホームページからアクセス出来るように改編する必要があるが、どうか。

○指摘の通りホームページの修正も必要であり、協議しながら修正して行く。

○タブレット端末の導入については、上牧町議会用タブレット端末導入選定委員会設置要綱を制定し、それに基づいていま作業を進めている。今後のスケジュールは、業者からの提案書の提出期間が 7 月 1 日～4 日、プレゼンテーションが 7 月 9 日、その後に優先決定権者の決定、7 月中旬位に契約締結を行いたい。稼働日を 8 月 20 日とし、その前にシステムの構築と試験的運用、研修等のシステム稼働にかかるすべての作業を完了させる。研修は 2～3 回を予定し、最低 2 回は業者で実施し、残りは詳しい職員からの説明を行う。いまのところ業者として NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクの 3 社に提案を求めている。

○昨日の全員協議会で IT 会議が設置された。議員間においても未だ若干考え方の違いがあり、IT 会議としてももう少し業者の話を聞くことが出来ないのか。

○タブレット端末導入選定委員会が設置されており、業者に提案を求めらるうえで基準となる仕様書があると考えられる。後でもよいが、資料として委員会に提出可能か。

○既に業者に提示しており、後ほどコピーをして資料として提出する。

○事後に全議員に配布出来るように、事務局に資料の提出を願う。

○どのような機種なのか、キーボードが付いているのか、Officeが入っているのか。印象としては、どうも使い勝手が良くないように思われる。

○議会として整理すると、タブレット端末はそのなかに操作するためのソフトとハード、例えばキーボードを含めてすべて組み込まれている。議会でも議論し総務部に依頼した基準には、外付けキーボードは含まれていない。

○タブレット端末の導入は先ずペーパーレスが目的であり、限られた費用のなかでの調達でもある。仕様書を見てから議論してはどうか。

○議会会議規則を改正し、タブレット端末の導入と併せてマイパソコンの持ち込みも含め、議会としてのIT機器の活用を進めることになっている。タブレット端末で不足する部分は当然あり得るが、マイパソコンの持ち込みと併せてIT機器を有効活用し、議会としての機能向上を図ることが求められている。

2. 議会基本条例におけるまちづくり基本条例との整合性について

○議会基本条例は先に成立し、遅れて成立したまちづくり基本条例に最高規範性が規定されていることから、その整合性についての一定の検証作業が必要である。

○用語の統一が必要ではないか。具体的には、「町民」の定義が少し違った言い方になっており、出来れば統一が望ましい。

○委員会の進め方として、用語の表現等については後にするとして、考え方や理念において齟齬がないのかを先に検討してはどうか。例えば議会の運営に関してそれぞれの条例に考え方の違いがあるとすれば、条例のあり方として問題である。まちづくり基本条例が制定された時点で、町のすべての条例や規則等に食い違いがないかどうか見直されなければならない。議会として議論を進めたうえで、必要とあれば議会基本条例の改正も検討することになるのではないか。

○特別に変えなければならない事項はないと考える。

○基本的に大きな違いはないと思う。最高規範性も両方で出てくるが、議会基本条例では議会における最高規範性と明記されているので、これでよいのではないか。

○両条例に基本的な齟齬はない。まちづくり基本条例は約2年半にわたって検討されている。その間に議論された事項について論点整理が十分行われており、それを踏まえて議会基本条例の策定作業に取りかかった経緯がある。条例として出来たのは、議会基本条例が25年4月施行であり、まちづくり基本条例より1年早いだが、考え方の基本としてはまちづくり基本条例の議論や今中町長の選挙公約を踏まえて制定されており、基本的な考え方の差異はない。ただ先ほど意見があったように用語や表現において、細かいところを見ると多少はあるのではないか。用語の扱い等は、大きな改正時にやればよいと思われる。

○議会基本条例は先に制定されたが、議会に関する考え方はまちづくり基本条例とは表現の仕方は違ったとしても、考え方としては基本的に変わらないのではないか。

○これまでの議論を踏まえ、当面はこの条例で運用して行っはどうか。

○4月に議会基本条例実施状況の検証結果を本委員会として議長宛に提出し、5月の全員協議会で議会として今後取り組みが必要な課題7項目が報告された。①議会報告会の開催や議会だよりの充実、会議資料の扱いをさらに進んだ取り組みを行うこと、②議会審議における論点情報形成のため、分かりやすい政策資料の扱いを検討すること、③議会と議員のあり方として、議員研修の促進や議員間の討議がさらに必要であること、④議会としての議員報酬の見直しを検討するこ

と、⑤議会と町民との関係として、議会報告会を含めてさらに進めた取り組みが望まれること、⑥議会インターネット中継とタブレット端末の導入を確実に進めること、⑥議会運営ルールの総点検と確認を行うこと等である。

○議員間の意見交換は、導入されるタブレット端末を利用しながら進めて頂きたい。議員報酬の見直しについては、まだまだ議員間の意見交換が出来ていない。理事者側が給与を戻した段階で近隣他町との格差を調べながら、今後検討して行きたい。議会運営ルールの点検と見直しについては、今後の協議が必要である。議会報告会以外に、自治連合会始め各種団体と意見交換する場を持ちたいと考えている。

○議員報酬の見直しについては、町民の関心が高い問題でもあり、議会だけが後に残った課題でもある。それを進めるには調査も必要であり、本委員会として議会改革の観点から議論し論点整理した上で、議長に報告させて頂いてはどうか。

○議長の立場としては、個々に議員間で意見交換するよりもしっかりした場で議論することが望ましい。議会として意見を吸い上げて、住民のみなさんにも判断して頂きたい。

○次世代を担う若い議員が出やすいように、議員定数を減らしてでも議員報酬を引き下げることには反対である。第一段階として元に戻すことが必要である。

○議員報酬の見直しについては、近隣の状況や経緯等の資料の準備が出来次第、次回以降に本委員会で協議する。

次回開催日程は、8月11日（月）午前10時～

以上